

地水火風 97

牧野恒一

被災者生活再建支援法の改正を考える（2）

【平成16年の改正】

当初の被災者生活再建支援法が中途半端な制度であることは制定当時から理解されており、住宅再建支援のあり方については「法の施行後5年を目途として総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」ことが法の附則で定められていた。

このため、施行後早い段階から、国土庁防災局において「総合的な検討」が開始されたが、政府のスタンスは相変わらず原則論に縛られて議論が進まず、一部委員が怒り出す場面もあるなど検討は難航した。だが、平成13年に省庁再編が行われたことで風向きが変わった。政府の総合防災対策の担当が各省庁から一段上にある内閣府に移されたため、財政当局に対してかなり強い立場になったからだ。

こうして平成16年に被災者生活再建支援法が改正され、冒頭に述べたような支給額の増額と使途の拡大、都道府県による基金の積み増し（300億円）や国費の増額などが行われて、一応の決着が着くことになった。

平成11年から平成19年までの間にこの制度が適用された災害は32件、支給世帯数は1万4千、支援額は137億6千万円に上っている。

【中越地震で噴出した課題】

ところが、新潟県中越地震でこの制度が本格的に適用される（適用世帯数5千）と、懸念されていた課題が噴出した。世帯構成、年収、住宅の損壊の程度等によって支給額や使える用途が異なるなど仕組みが複雑で、支援を受けようすると証明書類の準備だけで大変だとか、住宅の被災度判定が1点違うだけで支給額が数十万円以上も違うことがあるなどのため判定に異議が続出するなど、大量の住宅が被災する大震災に備えた制度としては無理があることが改めて浮き彫りになったのだ。公的な制度の常として公平性を重視（これも重要なことなのだが）しつこいあまり、大量の被災者が発生する事態に対する配慮が足りなかったということだ。

中越地震ではそれでも何とか処理できたが、「これでは首都直下地震では使い物にならないだろう」という森長岡市長の訴えには説得力があった。

【今回の改正内容】

今回の改正は、このような経緯を踏まえたものだ。改正内容を見ると、これまでの経緯を知る者には信じられないほど、抜本的な内容となっている。最も大きいのは、使途の制限がなくなり住宅の再建にも使えるようになったことだ。年収による制限もなくなった。支給額は、基礎支援金の100万円（大規模半壊の場合は50万円）と、加算支援金（住宅の建設・購入は200万円、補修は100万円、賃借料50万円）だけになり、証明書類も大幅に簡素化された。

筆者の見るところ、残された課題は、「限度額の300万円で住宅の再建ができるのか」という問題と、全壊と判定されるのと半壊と判定されるのでは基礎支給額が50万円違うことくらいだ。

これも、もともと自宅の再建は自助が原則なので、300万円はいいところだと思う。これだけあれば、息子夫婦が被災した老親の住宅を再建して同居を決断する後押しには十分だろう。500万円では納税者として納得がいかないのではないか。

全壊と半壊で支給額が違うのもやむを得ないだろう。内閣府内に「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備に関する検討会」が設けられて検討が始まっているので、住宅の被災度の判定方法についてももっと合理的な方法が考えられるのではあるまい。

[この制度を守り育てるのが課題]

阪神・淡路大震災では、災害復興のために建設された公的住宅は災害公営住宅3万9千戸を含め7万5千戸に上った。これに対して、地震後3年間に自力再建など個人や企業によって建設された住宅は21万戸とされている。

当時、今回改正されたような制度があれば、個人による住宅再建はもっと早く行われ、公営住宅の建設戸数ももっと少なくて済んだに違いない。

散々回り道をすることになったが、首都直下地震や東海地震など100万戸単位の住宅被害が出る前に、ここまで制度を整備できたことは非常によかった。

だが、制度がシンプルになった隙について軽微な被害でも助成金を申請するなど「フリーライダー」が続出し、大した災害でもないのに投入する国費が膨大なものになれば、「何故もっと厳密な運用をしないのか」と風向きが一変する可能性もある。

古い住宅の耐震性をいかに上げ、この制度を適用しなければならない住宅戸数をいかに減らすかという課題もこれからだ。

今世紀中に予想される本格的な「大地動乱の時代」に向けて、今後は、国民全体としてこの制度を大事に守り育てていくことが求められている。